

働きやすい職場づくりを応援します

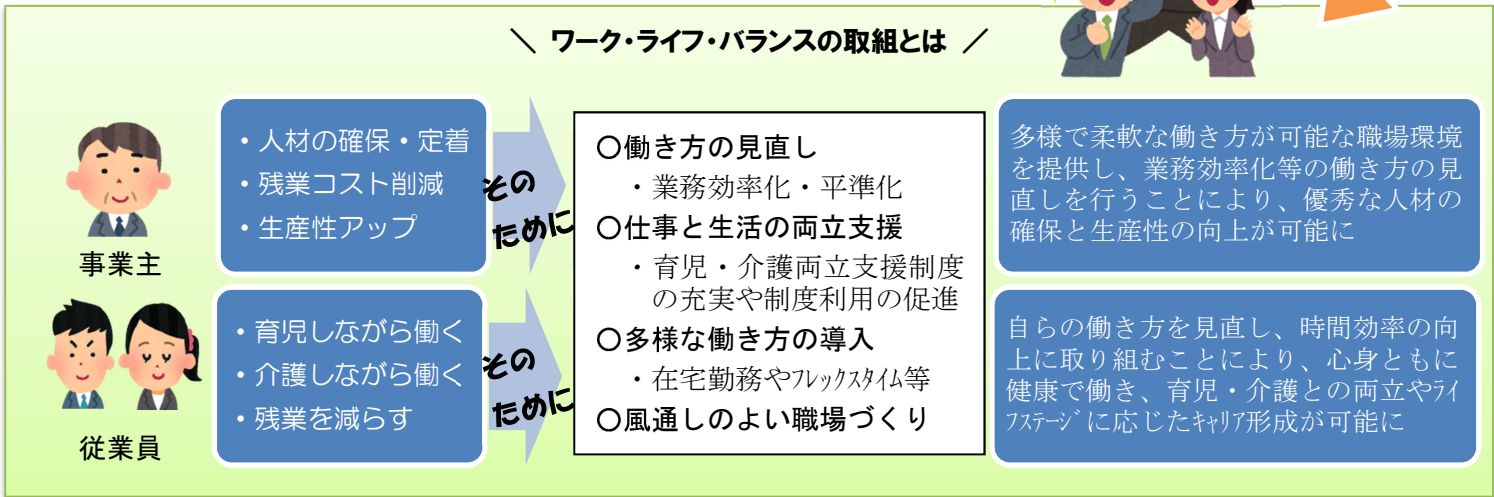
例えば、会社にこんな問題はありませんか？

- ・ 従業員が結婚・出産・介護で辞めてしまう…
- ・ 長時間残業ありきの職場で、従業員の「やる気」、「生産性」が低下している…

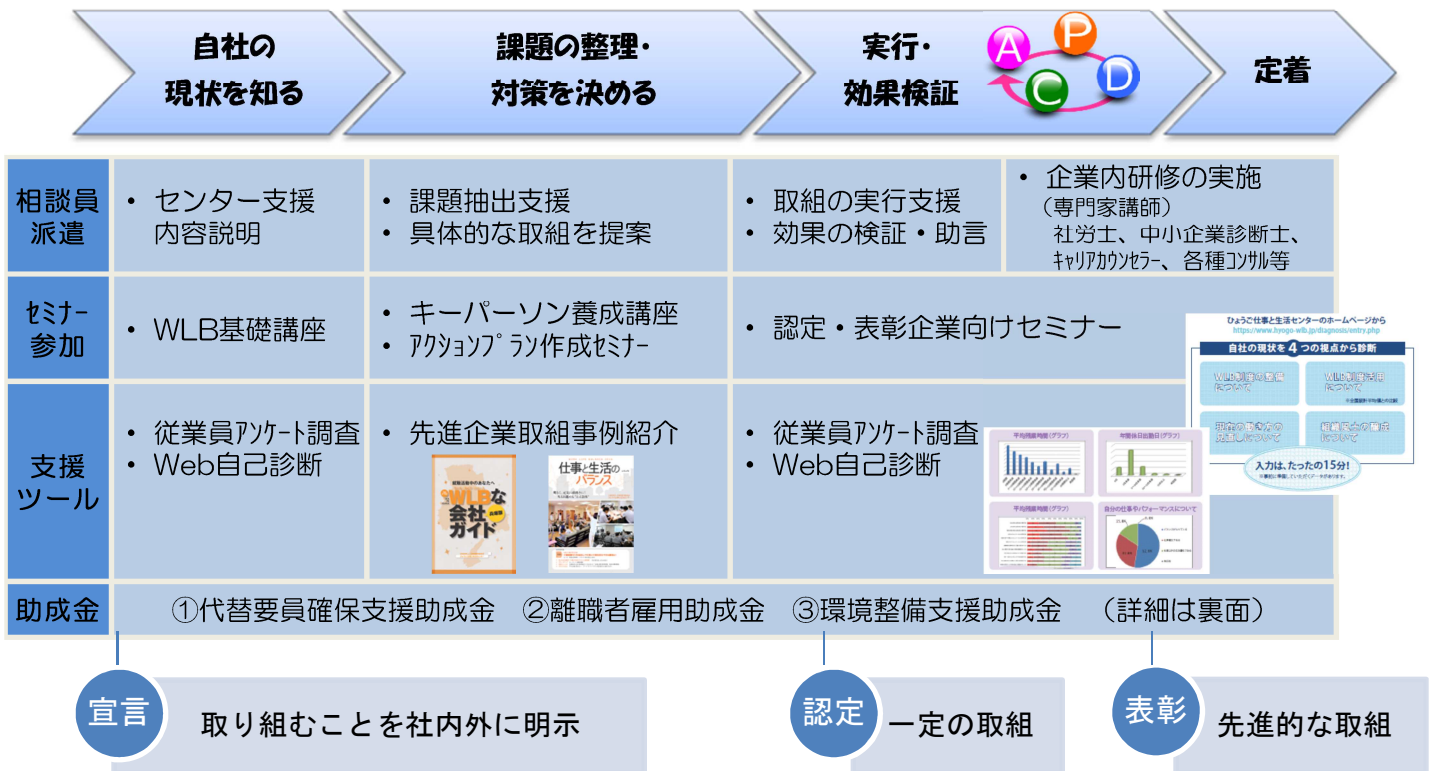


そのお悩み、「ワーク・ライフ・バランス」が解決します！

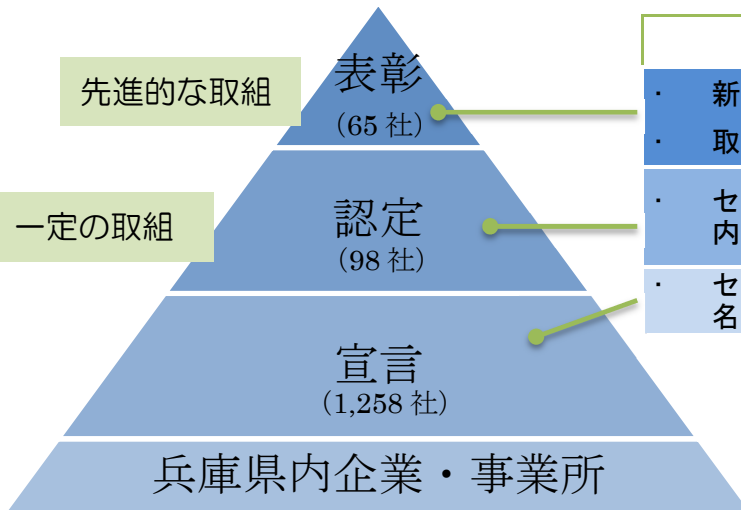
ワーク・ライフ・バランスの取組とは



ひょうご仕事と生活センターでは、企業のワーク・ライフ・バランス(WLB)の取組を**無料**で支援しています。企業ごとの現状・課題に沿った取組策をご提案し、取組の導入から効果の検証までワンストップで支援します。



WLB「宣言→認定→表彰」制度



※企業数はH28.8月末現在

センターによるPR	募集時期
<ul style="list-style-type: none"> 新聞等で取組の詳細を紹介 取組事例集を大学等に配布 	5～7月頃
<ul style="list-style-type: none"> センター、兵庫県のHPで取組内容を掲載 	上期：5～7月頃 下期：12～1月頃
<ul style="list-style-type: none"> センター、兵庫県のHPで企業名を掲載 	随時



表彰式

ワーク・ライフ・バランス 助成金

	中小企業育児・介護等 離職者雇用助成金	中小企業育児・介護 代替要員確保支援助成金	仕事と生活の調和推進 環境整備支援助成金
事業主規模	企業全体の従業員が300人以下		
支給対象	過去に企業等を 結婚、妊娠、出産、育児、配偶 者の転勤、介護により離職した 方を新たに雇用	従業員の ①育児・介護休業 又は ②育児・介護短時間勤務 に対し、代替要員を新たに雇用	多様で柔軟な働き方を促進する ことを目的として、職場環境（ハ ード）整備を行う
支給額	(対象労働者1人につき) 正社員：30万円 正社員以外(パート等)：15万円	①休業コース 休業者の 代替要員の賃金の1/2 ②短時間勤務コース 短時間勤務部分の 代替要員の賃金の1/2 (月額上限10万円、総額上限100万円)	対象経費の1/2 (上限200万円) 対象となる事業の例 <ul style="list-style-type: none"> 女性や高齢者の職域拡大 (専用更衣室、トイレ等) 多様な働き方導入 (在宅勤務、託児スペース等)

※ 支給要件等の詳細については、センターHPや助成金リーフレットをご確認ください。

公益財団法人 兵庫県勤労福祉協会

ひょうご仕事と生活センター

※法人県民税の超過課税を財源とした兵庫県の委託事業です

開館日 : 月～金(祝休日、年末年始を除く)
 時間 : 9時～17時
 TEL : 078-381-5277
 FAX : 078-381-5288
 ホームページ : <http://www.hyogo-wlb.jp/>
 Eメール : info@hyogo-wlb.jp